

平成26年度第3回 独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	平成27年1月8日（木）10:00～12:00
場 所	労働者健康福祉機構本部 会議室
委 員	田極春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内啓博（公認会計士） 高野光裕（独立行政法人労働者健康福祉機構監事） 藤川裕紀子（独立行政法人労働者健康福祉機構監事）
審議対象	1. 平成26年8月から10月までに締結した競争性のない随意契約の点検・見直し 2. 平成26年8月から10月までに締結した一者応札・応募の契約の点検・見直し（2か年度連続一者応札・応募案件を含む） 3. 平成26年度第4四半期に係る調達予定案件の事前点検
議事概要	<p>1. 担当部局から、審議に当たっての事前説明を行い、委員会における審議方法について了承を得た。</p> <p>（1）審議対象</p> <p>平成26年8月から10月までに締結した契約316件のうち</p> <p>① 競争性のない随意契約であったもの 20件</p> <p>② 一者応札・応募であったもの 72件</p> <p>③ 上記②のうち、2か年度連続一者応札応募であったもの（再掲） 7件</p> <p>（2）選定方法</p> <p>① 審議案件の選定委員である竹内委員により審議対象別に説明案件を事前選定</p> <p>② 竹内委員から選定に際してのポイントの説明（全会一致で了承）</p> <p>（3）選定ポイント</p> <p>イ 競争性のない随意契約については、「随意契約によらざるを得ない」案件を改めて検証する観点から、コスト削減の余地があるものとして、事務所賃貸借契約を除き、上位3件を選定。</p> <p>ロ 一者応札・応募については、一般競争入札の趣旨である経済的効果を望める観点から、次の①から③の基準により選定</p> <p>① コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの</p> <p>② 落札率が100%又は100%に近いもの</p> <p>③ 事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの</p> <p>ハ 調達予定案件に係る事前点検については、一般競争によらない案件を選定</p> <p>2. 審議案件（別紙参照）</p> <p>（1）競争性のない随意契約（3件）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ①CT64列（CT-2）管球交換（横浜労災病院） ②リニアック治療装置修理（中国労災病院） ③ボイラー室業務（長崎労災病院） （2）一者応札・応募（6件） <ul style="list-style-type: none"> ①公用車1式（東北労災病院） ②井水浄水化業務（鹿島労災病院） ③高機能省エネ食器洗浄機（東京労災病院） ④生理検査部門システム（東京労災病院） ⑤関西労災病院シャント外来及び中央処理センター設置等工事（関西労災病院） ⑥看護衣等の購入（本部） （3）調達予定案件（6件） <ul style="list-style-type: none"> ①超音波診断装置（福島労災病院） ②AED機能付除細動器（福島労災病院） ③オーダーリングシステム保守業務（北海道中央労災病院） ④HEPAフィルタ交換作業（東京労災病院） ⑤PACS保守（和歌山労災病院） ⑥放射線治療システム保守（和歌山労災病院）
--	--

審議概要

3. 主な審議内容（○委員 ●担当部局）

(1) 競争性のない随意契約

①CT64列（CT-2）管球交換

- コンピュータ断層撮影装置の画像にノイズが発生したため、急遽、機器の点検と管球交換が必要となった。
- 当該装置は、メーカー固有の仕組みが備わっており、専門的技術を要するため、製造業者であるメーカーを契約の相手として特定した。
- やむを得ない事情である。ただし、当初に計画したイニシャル・ランニングコストに対して実績がどうだったのか検証を行い、機器のライフサイクルコスト等の検討をすること。

②リニアック治療装置修理

- 放射線治療の回転する軸等に不具合が生じたため、応急的な延命修理を行って使用していたが、機能が悪化し、本格的に部品交換等の修理を行った。
- 診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため随意契約とした。
- 随意契約の理由は、悪化したのであれば、緊急性よりもメーカーの専門的技術を要することから競争に適さないとした理由の方が妥当と思われる。適用条項をよく検討すること。
- 交換修理が想定される場合、予め予定価格の設定に必要な市場調査等を幅広く実施しておくこと。

③ボイラー室業務

- ボイラー業務を委託1名と職員2名の計3名体制で実施していたところ、職員が急遽、退職することとなり、引継ぎ期間等を考慮すると、入札に付する暇がないため、既に委託契約している会社と随意契約を行った。
- 今回はやむを得ない事情であるが、現契約期間が終了して更新する際には、公告を出すこと。

(2) 一者応札・応募

①公用車1式

- メンテナンスを含めたリースによる調達であり、仕様に適合する車両を保有する業者が少なかったと考えられる。
- 仕様書において車種を特定されるような記載は避けて、広く対応可能な業者に案内をすること。
- リースにより調達する場合は、買取りした場合と比較検

討しリースを選択した理由を明確にすること。

②井水浄水化業務

- 井水浄水化システムは設置業者により独自開発された装置であるため、保守等の業務は設置業者以外には不可能と考えられることから公募により確認を行ったもの。
- 設置後、長期間経過した装置を更に7年契約とし単価を固定している。将来、当該装置の性能が低下した場合、不利になる可能性があるため、適正な契約期間を検討すること。
- 契約条項においてシステムの劣化等先方側の理由で途中解約した場合でも、残余期間の違約金を支払う不利な契約となっているため、次回は契約期間や契約内容の見直しを検討すること。

③高機能省エネ食器洗浄機

- 作業環境が蒸し暑さで悪化するため、それを改善する配管構造を仕様の要件としているが、室内への熱、湿気を放出しない配管の特殊技術は特定の業者に限られるため一者応札となった。
- 仕様書に設定している要件が全て必須であるかどうか検討すること。
- 高機能品の場合は、この機能は外せないため仕方なくこの仕様書になっているという説明が必要。

④生理検査部門システム

- 仕様を満たす業者は2者想定されたが、1者についてはパッケージに加えシステムを追加する必要があり、不利となることから入札に参加しなかったと考えられる。
- 総合評価方式の場合も、仕様書においては、広く参入出来る要素を確保するとともに、プロセスも適切であったか検証すること。

⑤関西労災病院シャント外来及び中央処置センター設置等工事

- 業界の慢性的な人手不足と、診療を継続しながらの改修工事のため、当該病院の工事实績のない業者では施工が難しいと考えられる。
- 業者が十分な検討ができる公告期間に見直すこと。

⑥看護衣等の購入

- 以前に生地素材については着心地等の検討を重ね、現在の仕様となっているが、この仕様に合致する生地を他者では安価に調達するのが難しく、同等品であっても価格を抑えられないと考えられる。
- やむを得ない事情である。

(3) 調達予定案件

①超音波診断装置他（新規案件で公募を予定する2件）

● 操作性や周辺機器との兼ね合い等により業者が限定される可能性があることから、事前確認公募を実施するものである。

○ 公募を実施することは妥当と考える。

②オーダーリングシステム保守（前回一者応札・応募で今回公募を予定）

● 参加資格要件を省庁統一資格の営業品目を保守管理以外に「その他」を追加して参加要件を拡大する。

○ 公募を実施することは妥当と考える。

③HEPAフィルター交換作業（前回一者応札・応募で今回公募を予定）

● 衛生区域の空気清浄機のフィルターを段階的に実施している。前回一般競争で一者応札であったため事前確認公募を実施するものである。

○ 公募を実施することは妥当と考える。

④PACSS保守点検他（前回1者応札・応募で今回公募を予定する2件）

● 公告期間を平日10日から15日に延長して事前確認公募を実施する。

○ 公募を実施することは妥当と考える。